

=消費生活相談員のための判例紹介=

宅配便で1000万円を送金させた、いわゆる「オレオレ詐欺」の事案で、宅配便の受け取りをしていた私書箱管理人に不法行為による損害賠償責任を認めた事案

大分地方裁判所 平成25年10月23日 平成25年(ワ)第30号 確定

弁護士 河野聰(大分県弁護士会)

1. はじめに

いわゆる「オレオレ詐欺」は、高齢者に息子などを名乗って情に訴えかけ、多額の金銭を送金させる詐欺手段であるが、通常は銀行振込が用いられるところから、警察庁によって「振り込め詐欺」という呼称が提起され、一般的になつた。このため、銀行などもATMの周囲に注意を呼びかける表示をしたり、多額の送金にあたっては銀行員が直接振込目的を確認するなどの対策が講じられ、一般にも振込に対する警戒心が高まつたため、この方法による詐欺はハードルが高くなつた。

そこで、新たに用いられるようになったのが、金銭を直接被害者から受け取る方法や、宅配便で送らせる方法である。このうち、宅配便で送らせる方法では、郵便局などに局止めにする方法のほか、「私書箱管理人」業者を利用する方法が頻繁に用いられる。この場合、私書箱管理人は、単に宅配便を受け取り保管していただけで、詐欺には関与していないと言い逃れするのが通常であるが、実際には、「オレオレ詐欺」などの詐欺商法に用いられることが認識しながら営業をして多額の利益を上げている場合がほとんどである。「オレオレ詐欺」の実行犯はその所在や実名等が判明しないことが通常であるため、被害者が被害回復を図るために、この私書箱管理人に対して損害賠償請求をするしか方法がない。そこで、私書箱管理人がどの程度依頼人と「オレオレ詐欺」と関連しており、違法性を認識していれば損害賠償責任を追及できるのかが問題となる。本件大分地裁判決は、この点について、1つの事例判断を示したものである。

2. 本事案の概要

本件の被害者Xは、事件当時76歳で、認知症の夫と二人暮らしであり、長男は県外で会社勤務をしていた。2012年10月9日、発信者非通知で男性から電話がかかり、「今、東京に行ってます。」と言うので、「Aか。」と長男の名前を言ったところ、相手は「そうです。」と言った。そして、電話の長男を偽る男性は、「会社のお金を使い込んで、今、警察署に勾留されているので、お金を送ってくれないと出られない。」と言った。驚いて金額を聞

くと、「1000万円だけど、お金は送れますか。」と聞かれた。Xは、警察から出られないというのは大変なことだと思い、「お金は送ります。」と答えたところ、男性は、「お金を四角い箱に入れて送ってください。住所は東京都〇〇区〇〇マンション〇〇号です。」と言い、電話番号を伝えて一旦電話を切った。それで、Xは近所の郵便局と銀行から定期預金等1000万円を下ろして、紙箱に詰め、電話で連絡したうえで、宅配便で指定された住所に送付したのである。

11日には、同じ男性から再び電話があり、「お金は着きました。でも、もう415万円足りないので、また送ってください。」と言われた。それで、Xは再び近所の郵便局に行き、定期から415万円を下ろそうとしたところ、Xが続けて大金を下ろしたことを郵便局の局長が不審に思ったことから、Xに事情を尋ね、不自然であると考え、警察に通報した。そして、警察がXに詐欺事件であることを伝え、新聞紙を詰めた宅配便を指定住所に送らせ、この宅配便が配達された際に、警察が住所のマンションに踏み込んで、そこで宅配便を受け取っていたYを逮捕したのである。

この時、YのマンションにはXが1回目に宅配便で送った紙箱に入った1000万円を含め、5400万円の金銭が残されていた。

その後、Yは他の被害者に関する2件の詐欺幇助罪及び携帯電話不正利用防止法違反で起訴されたが、理由ははつきりとしないが、本件被害者Xの事案では起訴されなかつた。公判の中では、詐欺実行犯である電話を架けた者は明らかにならず、逮捕も起訴もされなかつた。

Xは、騙し取られた1000万円について、Yが詐欺行為の共謀をしたものと主張して、不法行為に基づく損害賠償請求をするとともに、押収されていた金銭に対して、仮差押えをした。

3. 訴訟における主張立証

Yは、私書箱管理人として荷物の受け取りをしていただけで、詐欺には関与しておらず、自らも被害者であると主張した。

Xは、刑事事件の記録を入手してYの詐欺行為へ

の関与を立証した。

なお、刑事事件が並行して審理されていたので、記録の謄写のためには弁護人の同意が必要とされ、謄写までに相当の時間を要したため、民事訴訟の審理も長引く結果となった。

刑事記録によれば、Yはレンタル携帯及び私設私書箱業務を営む「株式会社B」の代表取締役であり、Zら特定の複数人から、頻繁に携帯電話のSIMカード（携帯電話で使われる電話番号を特定するための固有のID番号が記録されたICカード）を有償で貸与したり、Zらに対する荷物を受け取り交付する行為を反復していた。そして、「株式会社B」には、「オレオレ詐欺」や架空請求に使用されていることを理由とした捜査関係事項照会書や携帯電話の解約依頼書が多数送付されて来ていた。

のことから、Yは、Zらが「オレオレ詐欺」や架空請求などの詐欺行為を反復していることは容易に認識し得たと考えられた。そして、Yが刑事事件において、別件についてではあるが、「詐欺事件に関与するかもしれないという未必的認識を有していた」と認めていたことも踏まえ、Xは、Yが詐欺行為について、未必の故意による帮助の責任を負い、仮にそうでないとしても、少なくとも過失は認められるのであるから、不法行為による損害賠償責任を免れないと主張した。なお、民事訴訟係属中に刑事事件では判決が言い渡され、詐欺帮助の未必の故意が認められて、「株式会社B」に罰金100万円、Yに懲役2年執行猶予5年及び罰金100万円の判決が言い渡された。

Yは、刑事事件で勾留されていたこともあり、答弁書では事実関係を争ったものの、口頭弁論期日には1度も出頭しなかった。

4. 判決の内容

判決（宮武康裁判官）では、X主張事実に加え、Yが本件Xに関する詐欺事件のあった2012年10月9日から11日にかけて、Zと頻繁に電話連絡していたことも指摘し、これらの事実によれば、「YがZこと氏名不詳者らと共に組織的、継続的に、いわゆる振り込め詐欺を行っていたことは優に推認できる。」とし、Xの被害に関しても、「Yが、Zこと氏名不詳者と共に欺罔行為を行い、Xから1000万円を詐取したことが認められる。」として、明確に詐欺の共謀犯として不法行為に基づく損害賠償請求を全額認容したのである。

判決は、控訴されることなく確定した。

5. 執行など

Xは、Yが警察に押収されていた押収金を仮差押えしていた（この場合は、債権仮差押えではなく、

「動産引渡請求権」の仮差押えとなる。）。

判決確定後に差押え手続きを取ったが、東京地裁は差押債権目録に金銭押収の際の領置番号の記載が必要であるとし、検察庁は他の裁判所から求められたことがないとの理由で必要ないとの見解を取り、調整に手間取ったが、東京地裁が必要との立場を崩さなかつたため、最終的には検察庁から領置番号の開示を受けて差押えを実行した。

そうしているうちに、Yは住民票を残したまま住所を移転してしまい、仮差押え取り下げに基づく供託金還付や、差押え命令等の手続きにあたっての送達ができず、公示送達とせざるを得なくなつたが、ここでも、仮差押え手続きに関して大分地裁では現地調査までは必要ないとの対応であったが、東京地裁は現地調査を必要とするとの対応であり、被害金の回復には時間を使っている。悪質な詐欺事件における被害回復にあたって、形式的・硬直した対応をすることで被害回復のハードルを高くすることは、泣き寝入りや被害者の経済的逼迫を招くこともあるのであって、東京地裁（裁判官）には、もっとこの種の被害者の迅速な救済の観点を持つよう促したい。

5. 判決の意義と課題

この判決は、「私書箱管理人」業者として、契約者に代わって郵便物を受け取る事業をしている者について、詐欺実行犯との程度の関与があるかについて、具体的な事実関係を列挙したうえで、詐欺の共謀まで認定した点で意義がある。

本件では、他の被害者に関する刑事事件の記録を公判中から謄写することが可能になったことから、様々な立証ができたが、刑事事件として起訴されていない業者の場合には、詐欺実行犯との関与の程度の立証は相当困難であると思われる。本件の刑事記録に現れた証拠からすれば、

- ① 特定の詐欺実行犯との間で、反復継続的に荷物受取の取引がなされていたか否か。
- ② 携帯電話のSIMカードの貸与が継続的になされていたか否か。
- ③ 警察から捜査関係事項照会書や携帯電話の解約依頼書がどの程度送付されていたか。
- ④ 特定の詐欺実行犯との間で頻繁に電話連絡していたか否か。

などの点を立証していくことが考えられるが、民事訴訟における調査嘱託等では、限界があるものと考えられ、違法収益を許さない観点からは、捜査関係者が円滑に民事訴訟に協力する道筋を作っていくことが今後の課題といえよう。